

分類別・会員(指定性能評価機関)別性能評価書交付件数一覧
(集計期間:平成26年10月1日～平成27年3月31日までで変更は除く)

別紙2

大分類	中分類	項目	建築基準法関係条文 *1	H26下期 合計件数 (10/1～ 3/31)	H26上期 合計件数 (4/1～ 9/30)	H26全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H25全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H24全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	H23全期 合計件数 (4/1～ 3/31)	
防火・避難	耐火構造等	耐火構造	法2条7号	95	71	166	131	117	108	
		準耐火構造	法2条7号の2、令115条の2の2	44	71	115	112	73	67	
		防火構造	法2条8号	64	68	132	154	93	94	
		準防火構造	法23条	0	1	1	0	8	3	
		防火地域等の屋根の構造	法63条	43	38	81	77	84	85	
		22条区域の屋根の構造	法22条	0	1	1	3	8	2	
	不燃材料等	不燃材料	法2条9号	137	112	249	280	235	260	
		準不燃材料	令1条5号	44	28	72	56	32	23	
		難燃材料	令1条6号	1	3	4	4	0	1	
	防火設備等	特定防火設備	令112条1項	3	5	8	23	5	8	
		防火設備	法2条9号の2口、法64条	190	168	358	394	341	163	
		防火設備閉鎖機構	令112条14項	7	13	20	23	21	23	
		防火区画等を貫通する管	令129条の2の5第7号ハ	38	25	63	51	35	0	
	建築物等	耐火性能検証法	令108条の3第1項	26	22	48	41	39	36	
防火区画検証法		令108条の3第4項	11	11	22	29	25	18		
階避難安全性能検証		令129条の2第1項	2	4	6	11	5	7		
全館避難安全性能検証		令129条の2の2第1項	24	13	37	38	34	22		
高さ60mを超える建築物(超高層建築物)		法20条1号	48	41	89	68	82	88		
構造	壁倍率	高さ60m以下の時刻歴応答解析建築物(免震建築物等)	法20条2号口、3号口、4号口	55	81	136	191	230	152	
		高さ60mを超える工作物	令139条1項3号他	6	10	16	89	179	50	
		軸組工法	令46条4項	19	15	34	29	39	35	
	図書省略	軸組壁工法	施行規則8条の3	17	1	18	15	18	15	
		基礎杭の許容支持力の算出方法	施行規則1条の3	12	2	14	35	16	23	
	プログラム	木造等	施行規則1条の3	0	0	0	0	1	1	
		鉄骨造等	施行規則1条の3	6	2	8	8	10	4	
		鉄筋コンクリート造等	施行規則1条の3	0	0	0	0	0	0	
	構造計算プログラム	法20条2号イ、3号イ	4	0	4	0	2	0		
	材料・工法等	特定天井	天井工法	令39条3項	1	0	1	0		
指定建築材料		鋼材	法37条2号	9	16	25	41	28	41	
		高力ボルト	法37条2号	8	14	22	15	6	9	
		構造用ケーブル(ワイヤロープ)	法37条2号	0	0	0	1	6	3	
		鉄筋	法37条2号	2	10	12	5	9	6	
		溶接材料	法37条2号	0	0	0	0	1	0	
		ターンバックル	法37条2号	3	0	3	1	8	8	
		コンクリート	法37条2号	99	87	186	226	280	211	
		免震材料	法37条2号	40	18	58	23	25	22	
		木質接着成形軸材料	法37条2号	0	0	0	0	0	0	
		木質複合軸材料	法37条2号	4	0	4	0	0	3	
		木質複合断熱パネル	法37条2号	0	0	0	0	0	0	
		木質接着複合パネル	法37条2号	0	0	0	18	0	18	
		トラス用機械継手	法37条2号	0	0	0	0	0	0	
		打込み鋲	法37条2号	0	0	0	0	1	1	
		アルミニウム合金	法37条2号	1	1	2				
		膜材料	法37条2号	11	1	12	6	2	1	
		石綿飛散防止材	法37条2号	1	0	1	2	4	1	
緊張材		法37条2号	1	1	2	0	0	1		
軽量気泡コンクリート		法37条2号	0	0	0	4	0	0		
鋼材の接合等		鋼材の接合工法	令67条1項	1	0	1	1	0	2	
		継ぎ手・仕口構造方法	令67条2項	1	0	1	1	6	13	
		高力ボルトの接合	令68条3項	0	0	0	4	0	0	
シックハウス		ホルムアルデヒド発散建築材料	令20条の7、2項他	31	35	66	51	69	59	
		ホルムアルデヒド量1mg以下の居室	令20条の9他	0	0	0	0	0	0	
建築設備		遮音	界壁の遮音構造	法30条	3	8	11	13	9	14
		浄化槽	合併処理浄化槽	法31条2項、令35条1項	5	3	8	0	6	5
		昇降機	かご及び主要な支持部分等	令129条の4、1項3号他	42	42	84	122	118	117
その他		非常用照明	非常用の照明装置	令126条の5第2号	22	7	29			
		遊戯施設	客席にいる人を落下させない構造等	令144条1項3号イ他	3	1	4	4	5	6
合計件数				1184	1050	2234	2400	2315	1829	

*1凡例 法:建築基準法、令:建築基準法施行令